

国保の脱退が 電子申請で可能に

国民健康保険課
☎027・898・6250

就職や家族が加入している社会保険の扶養になったときに必要な国民健康保険の脱退手続きが、スマホやパソコンでできるようになりました。

脱退する人全員分の社会保険証を1人1枚撮影し、写真データと必要事項を入力して左記二次元コードから送信してください。なお、加入手続きは窓口か郵送です。



無料健診や助成を活用して 健診は毎年受けましょう

国民健康指導室 ☎027・220・5715



詳しくはこちらから

国民健康保険・後期高齢者医療人間ドック健診実施医療機関											
病院名	電話番号 (市外局番は027)	一 日	通 二	宿 二	脳	病院名	電話番号 (市外局番は027)	一 日	通 二	宿 二	脳
新井胃腸科診療所	231-2083	○	-	-	-	ソレイユあさひクリニック	243-5169	○	-	-	-
あらいクリニック	253-0100	○	-	-	-	高柳胃腸科外科	269-8880	○	-	-	-
家崎医院	221-7888	○	-	-	-	武田クリニック	226-1114	○	-	-	-
うしいけ内科クリニック	289-0841	○	-	-	-	田部医院	223-1061	○	-	-	-
江木町クリニック	263-1101	○	-	-	-	豊田内科医院	234-1223	○	-	-	-
おおつか内科クリニック	252-6006	○	-	-	-	萩原内科医院	268-1415	○	-	-	-
大塚内科医院	231-2399	○	-	-	-	はしづめ診療所	226-1806	○	-	-	-
大山クリニック	266-5410	○	-	-	-	はしづめ診療所 文京町	220-5720	○	-	-	-
狩野外科医院	231-7025	○	-	-	-	星医院	266-8600	○	-	-	-
清宮医院	221-6518	○	-	-	-	前橋協立病院	265-3511	○	○	-	○
群馬県健康づくり財団	269-7813	○	-	-	-	前橋城南病院	268-4111	○	-	-	-
群馬中央病院	243-2212	○	○	○	○	前橋赤十字病院	265-3333	○	-	-	-
県立心臓血管センター	269-7455	○	-	○	-	前橋広瀬川クリニック	231-4101	○	-	-	-
小坂橋医院	261-2122	○	-	-	-	前橋ふえきクリニック	224-2818	○	-	-	-
済生会前橋病院	252-1959	○	-	○	-	みやぎクリニック	280-2510	○	-	-	-
敷島の森おなかのクリニック	219-0799	○	-	-	-	山下医院	231-3726	○	-	-	-
下田内科医院	221-3155	○	-	-	-	老年病研究所附属病院	253-3311	○	○	○	○
城西クリニック	234-7321	-	-	-	○	若宮内科	234-6001	○	-	-	-
上武呼吸器科内科病院	232-5000	○	○	○	-	日本健康管理協会	0270-26-7700	○	-	-	-
総社町内科深沢医院	252-1333	○	-	-	-	北関東循環器病院	232-7111	○	-	-	-

※「一日」…一日ドック、「通二」…通院二日ドック、「宿二」…宿泊二日ドック、「脳」…特定(後期高齢者)健診+脳ドック
※予約開始時期や予約方法、空き状況などは医療機関によって異なります。詳しくは本市ホームページや各医療機関で確認してください。

申請方法	期日
本市ホームページから電子申請	
郵送 住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号を記入し、〒371-0014 朝日町三丁目36-17 保健センター内人間ドック担当へ	来年1月31日(火)まで
窓口申請 ※保険証を持参してください(保健センター内保健指導室、大胡・宮城・粕川・富士見支所)	4月4日(月)~来年1月31日(火)

※窓口申請は混雑します。電子申請が郵送での申請に協力をお願いします。

40歳以上の国民健康保険加入者は特定健診、後期高齢者医療加入者は後期高齢者健診を無料で受診できます。6月中旬頃に郵送する受診シールを使用してかかりつけ医などで受診してください。

●人間ドック費の一部を助成
受診シールを使用して特定健診や後期高齢者健診を受診しない、来年3月31日(金)までに30歳以上になる加入者に人間ドック健診費を2万円助成します。

受診者自己負担額Ⅱ(一日)1万3,000円(通院二日)4万5,000円(宿泊二日)4万8,200円(特定健診(後期高齢者健診)+脳)2万1,800円

申請手順Ⅱ①健診機関へ国保・後期の人間ドックを予約②市に助成を申請③市が郵送する助成決定通知書を受け取る④人間ドックを受診

嶺公園の市営墓地を販売 普通墓地と樹林墓地があります

公園緑地課 ☎027-898-6842



嶺公園に新規造成した普通墓地と本年度分の樹林墓地を販売します。

最新情報は本市ホームページで随時お知らせします。

●樹林墓地

事前申し込みの際に資格審査を実施します。

☑市内に1年以上在住し墓地承継する人がいない、次を満たす人など。〈生前柩〉65歳以上〈遺骨柩〉遺骨を所持している〈遺骨生前柩〉以上の全てを満たす

販売区画数・使用料=100区画(抽選)〈2体用〉23万円〈3体用〉35万円

事前申し込み=5月16日(月)~6月3日(金)に市役所公園緑地課へ直接(事前申し込みには5月9日(月)から開始する電話予約が必要です)

●普通墓地(新規造成分)

☑市内在住で遺骨を所持している人など

販売区画数・使用料=〈A型地洋型(5m)〉・48区画)30万円〈小区画墓地洋型(2・3m)〉・32区画)20万円と特別徴収金11万3,000円

☑4月26日(火)から公園緑地課へ

防災危機管理課 ☎027-898-5839

県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

「被害者支援センターすてっぷぐんま」

メッセージ 理事長 小磯 正康さん

被害者支援センターすてっぷぐんまは、事件や事故などの犯罪被害者に対して、精神的支援などの支援活動を実施しています。前橋市では犯罪被害者等支援条例が制定・施行されました。犯罪の被害を受けた市民にとっては、身近な相談場所として市がよりどころになります。条例の制定で前橋市による見舞金の支給や被害者が必要とする情報の提供、その他直接・間接の支援が実施されることで、一人でも多くの被害者が孤立することなく、立ち直りに向けた一歩を踏み出せることが期待できます。

誰もが安心して暮らせる地域へ

犯罪被害者の支援条例を制定

誰もが犯罪などに遭い、犯罪被害者になる可能性があります。犯罪被害に遭ってしまった場合、被害者やその家族は身体への危害などの直接的被害だけでなく、その後の周囲からの中傷などによる精神的苦痛を負う二次被害に苦しめられることもあります。本市では犯罪被害者等支援条例を制定。次の支援をします。

- ①相談や情報提供
- ②見舞金の支給
- ③居住・雇用の安定など

犯罪被害者などが再び安心して地域で暮らすためには、市民や事業者の皆さんの支援が必要です。理解と協力をお願いします。

被害者支援センター
すてっぷぐんま相談電話

☎027-253-9991
(月曜~金曜(年末年始・祝日を除く)、10時~16時)